

府監第1727号
令和8年1月22日

* * * 様

大阪府監査委員	高 橋 明 男
同	中 務 裕 之
同	鈴 木 一 水
同	川 村 和 久
同	白 木 恵 士

住民監査請求について（通知）

令和7年12月18日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

1 監査対象事項

大阪府立＊＊＊＊＊学校（以下「本件学校」という。）の生徒1名（以下「当該生徒」という。）に対する心理士派遣の過程での教職員及び管理職の人事費の支出

2 前記1の事項が違法又は不当である理由

当該生徒に係る心理士派遣の調整、説明、中断判断、内部協議等はすべて職務行為であり、その時間は公金（人事費）によって賄われているところ、本件では合理的配慮を欠いた制度運用と不作為により本来果たすべき心理的ケアが実現されないまま、行政内部の調整・説明・管理のために人事費が費消されたことは、違法な不作為及び制度濫用を原因とする不当な公金支出である。

3 求める措置の内容

当該生徒に係る心理士派遣の過程での教職員及び管理職の人事費の支出の是正及び再発防止措置

第2 住民監査請求の要件に係る判断

1 最高裁判所第二小法廷昭和62年2月20日判決によれば、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、当該監査の結果に対して不服があるときは、法第242

条の2第1項の規定に基づき所定の期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されておらず、監査請求に新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を提出しても別個の監査請求になるものではないとされている。

2 本件請求において、請求人は、当該生徒に係る心理士派遣の調整、説明、中断判断、内部協議等はすべて職務行為であり、その時間は公金（人件費）によって賄われているところ、本件では合理的配慮を欠いた制度運用と不作為により本来果たすべき心理的ケアが実現されないまま、行政内部の調整・説明・管理のために教職員及び管理職の入件費が費消されたとして、当該入件費の支出は、違法な不作為及び制度濫用を原因とする不当な公金支出であると主張して、その是正等を求めている。

しかしながら、かかる本件請求は、請求人が令和7年10月15日に提出した監査請求において、当該生徒に係る臨床心理士の派遣は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「いじめ対策法」という。）の趣旨を歪め、妥当性を欠くなどとして、その支出の違法・不当性を主張するとともに、当該児童に係るいじめ対応等に不備があり、教育長、本件学校の校長、本件学校及び教育庁の職員への入件費の支払が違法であるとして、その是正を求めた請求と同様の趣旨のものである。かかる請求に対しては、請求人が指摘する事項を含め、上記の当該児童に係る心理士の派遣がいじめ対策法の趣旨を歪める形で行われたとはいえない旨、職員らのいじめ対応等が不適切なものであったということはできず、上記職員らへの入件費の支払が違法・不当と言えない旨、同年12月18日付けで請求人に監査結果を通知しているところである。

したがって、本件請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為と同一の行為を対象とする監査請求を重ねて行うものであるから、適法な請求とは認められない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為と同一の行為を対象として重ねて監査請求を行うものとして不適法であるから、却下する。